

令和4年第3回広尾町議会定例会 第2号

令和4年9月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 同意第 1 号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 3 同意第 2 号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 議案第58号 公の施設の管理制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第59号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 6 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第61号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 8 議案第62号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第63号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 10 議案第64号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第65号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 12 議案第66号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 13 議案第67号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 14 議案第68号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 15 議案第69号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1 番 松 田 健 司	2 番 浜 野 隆
3 番 萬亀山 ちず子	4 番 前 崎 茂
5 番 北 藤 利 通	6 番 志 村 國 昭
7 番 星 加 廣 保	9 番 渡 辺 富久馬
10 番 小 田 雅 二	11 番 旗 手 恵 子
12 番 山 谷 照 夫	13 番 堀 田 成 郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副 町	長	田 中	靖 章

会 計 管 理 者	山	崎	勝	彦
兼 出 納 室 長	山	崎	勝	彦
総 務 課 長	山	岸	直	宏
総 務 課 長 補 佐	柏	崎	弥 香	子
併 総 務 課 参 事	西	内		努
併 総 務 課 主 幹	木	幡	幸	雄
併 総 務 課 主 幹	木	村	正	樹
併 総 務 課 主 幹	坂	田	邦	昭
企 画 課 長	及	川	隆	之
企 画 課 長 補 佐	鎌	田		慎
住 民 課 長	楠	本	直	美
住 民 課 長 補 佐	村	中	晃	央
兼 住 民 課 長 補 佐	三	浦	直	子
保 健 福 祉 課 長	宝	泉	一	大
保 健 福 祉 課 参 事	保	坂		也
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	保	坂	一	也
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	西	脇	優	子
認定こども園ひろお保育園副園長	佐 々	木	み ゆ	き
兼 豊 似 保 育 所 長	佐 々	木	み ゆ	き
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事	浅 野 愛 海
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第2、同意第1号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第1号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町教育委員会委員であります武藤敏広氏が本年10月11日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

武藤氏は、昭和35年のお生まれで、民間企業のご経験を経て、現在は家業であります武藤金物店を経営しておられます。

また、町の国民健康保険運営協議会、都市計画審議会の各委員としてご尽力いただいているところであります。温厚公正な人柄と豊かな教養に加え、学校教育からスポーツに至るまで優れた識見を有しておられ、教育委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第3 同意第2号

1、議長（堀田） 日程第3、同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります山川揚大氏が本年10月3日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

山川氏は、昭和38年、本町でお生まれになり、平成10年、司法書士の登録をなされ、現在、本通3丁目において司法書士事務所を経営されております。

山川氏には、平成13年から固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在に至っております。固定資産全般にわたって精通されており、委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第4 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第58号 公の施設の管理制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第58号 公の施設の管理制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案17ページ、それから議案資料1ページからになっております。

本案は、町が管理する公の施設について、適正かつ効率的な運営を図るため、それぞれ指定管理者制度を導入できるよう、各施設の設置条例において所要の改正を行うものであります。

また、公の施設としての用途を終えた海洋レストハウス並びに林産物展示館の2つの施設につきましては、その条例を廃止するものであります。

なお、附則において、本条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

詳細については、担当課長より補足説明いたさせますので、議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 議案第58号 公の施設の管理制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の表紙をご覧ください。

提案理由で説明したとおり、議案第58号の第1条から第12条までの施設については将来的に直営で施設の管理を行う方針であるため、各施設の管理条例中、施設の管理を委託できるとあるものを、直営により管理する場合は削除するものであります。

第13条から第23条までの施設については、指定管理者により管理を行う方針であるため、施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体に行わせることができるとするものであります。

また、第24条から第25条までの施設については、先ほど町長が申し上げましたとおり、条例を廃止し、行政財産から普通財産に移管するものであります。

この改正は、公の施設の管理について指定管理者制度を導入するなど、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第58号 公の施設の管理制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第59号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第59号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第59号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行規則で定める衆議院、参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等、公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町においても関係する条例を改正するものであります。

議案資料21ページをお願いいたします。

改正箇所を太字の下線部分でお示しをしております。

1つ目の表の中ほどにありますように、選挙運動用自動車の借入に係る公費負担額を1万5,800円から1万6,100円に、燃料供給に係る公費負担額を7,560円から7,700円に、2つ目の表の選挙運動用ビラの作成の公費負担額を7円51銭から7円73銭に、それぞれ引き上げたいとするものであります。

なお、改正のない公費負担についても参考として掲載しているところであります。

また、次のページから新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

本条例につきましては、附則におきまして公布の日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第59号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第60号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見の申出等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定が改正、公布されたことに伴い、本町においても同様に改正を行うもので、法律の施行日に合わせて令和4年10月1日より施行したいとするものであります。

法改正の主な内容は、4点ございます。

1点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等であります。

2点目は、育児参加のための休暇の対象期間の拡大でありまして、これにつきましては、条例改正に合わせまして関係する規則を改正し、拡大を図ることになっております。

3点目は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和であります。

4点目として、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の柔軟化であります。

詳細につきましては、担当課長補佐より補足説明をいたしますので、議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎総務課長補佐。

1、総務課長補佐（柏崎） ただいま町長から説明のありました主な改正内容4点について補足説明を申し上げます。

議案資料で説明させていただきます。お手元の議案資料25ページをお願いいたします。

初めに、1つ目の太字で表記しております育児休業の取得回数制限の緩和等についてであります。

(1)の育児休業の取得回数、(2)の子の出生後8週間以内の取得回数の改正は、下のイメージ図にありますように、子の出生後8週間を超えた期間の育児休業、子の出生後8週間以内の育児休業、それぞれ取得回数が現行の1回から2回まで取得可能となり、(3)の改正は、出生後8週間以内の育児休業の請求期限が現行の1か月前までから2週間前までに短縮されるものであります。

また、(4)の改正は、再度育児休業の承認請求をする際、育児休業等計画書による申出が必要でしたが、2回取得が可能となったことに伴い、その申出が不要となるものであります。

次のページをお願いします。

(5)は、(1)、(2)の改正に伴う期末勤勉手当算定に係る在職期間、除算期間の見直しでありまして、現行の基準日以前6か月以内の期間をさらにこの出生の日から57日間とそれ以外の期間に区分し、それぞれの期間内で1か月以下の育児休業を除算期間とするものであります。

次に、2点目の育児参加のための休暇の対象期間の拡大であります。

対象期間を現行の産後8週間を経過する日までから、子が1歳に達する日までに拡大するものであります。

続きまして、3点目の非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和であります。

非常勤職員が子の出生後8週間以内の育児休業をしようとする場合、現行では子が1歳6か月に達する日まで引き続き在職する見込みであることが要件となっておりましたが、出生の日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和されます。

4点目の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。現行では①から③の要件いずれにも該当する場合、1歳6か月到達日まで取得が可能でした。下のイメージ図の現行にありますように、職員または配偶者が育児休業をしている場合で、②の要件、子の1歳到達日後の期間に保育所等の利用ができないなど、特に必要と認められる場合、1歳到達日の翌日を育児休業の初日とする必要がありましたが、所要の改正により、改正後の図にありますように、開始時点を柔軟化することで夫婦交代での取得が可能となり、また、特別な事情がある場合は、aの1歳到達日に育児休業をしていない場合や、bの1歳到達日の翌日以外からの取得、そしてcの1歳以上1歳6か月未満の期間内で複数回の取得が可能となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第61号～日程第15 議案第69号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第61号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第15、議案第69号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第61号から議案第69号まで一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第61号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,006万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を81億4,630万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第2表でお示しをするものであります。

39ページの第2表であります。地方債補正の追加であります。

緊急自然災害防止対策事業債の追加でありまして、内容は協成線道路改修事業であります。

次に、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものです。

過疎対策事業債につきましては、十勝港防げん材整備事業の財源の整理及び児童福祉会館物置の解体工事に充当するものであります。

町債の合計から7,912万1,000円を減額し、5億7,807万9,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算補正の詳細につきましては、総務課長より説明をいたさせます。

次に、40ページの議案第62号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億542万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものであります。

4款1項繰入金は、コロナ対策臨時交付金を活用した事業を行うため、一般会計から繰入れするものであります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費は、通信運搬費の追加、一般会計繰出金及び共済組合負担金等を整理するものであります。

2款1項上屋管理費は、コロナ対策臨時交付金を活用し、港湾管理事務所にW i - F i の環境を整備するものであります。

次に、議案第63号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,563万円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,806万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。次のページの補正の歳入であります。

2款1項一般会計繰入金808万6,000円の追加であります。

3款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款1項町債は、楽古地区配水管整備事業に係る簡易水道事業債と辺地対策事業債の整理であります。

次に、歳出であります。1款1項簡易水道費は、大雨による水源地の土砂除去委託料と漏水修繕料及び楽古地区配水管改修工事箇所延長増による追加であります。

2款1項公債費は、令和3年度地方債発行の確定による利子の追加であります。

次のページの第2表であります。地方債補正の変更であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債につきまして、事業量の増に伴い、限度額を変更するものであります。

町債の合計に440万円を追加し、5,880万円とするものであります。

続きまして、議案第64号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ575万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億6,311万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。次のページの補正の歳入であります。

1 款 1 項分担金は、個別排水受益者分担金の確定見込みによる追加であります。

4 款 1 項一般会計繰入金339万7,000円の追加であります。

5 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

7 款 1 項町債は、個別排水処理事業の増による追加であります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項一般管理費は、人件費の整理であります。同款 2 項施設管理費は、光熱水費及び下水道終末処理場の清掃委託料の追加であります。

2 款 1 項事業費は、個別排水処理施設設置数の増による追加等であります。

3 款 1 項公債費は、令和 3 年度地方債発行の確定による整理であります。

次のページの第 2 表であります。地方債補正の変更であります。

個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業の増に伴い、限度額を変更するものであります。町債の合計に30万円を追加し、5,340万円とするものであります。

続きまして、議案第65号についてであります。

本案は、令和 4 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億5,886万6,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

4 款 1 項繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額であります。

5 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

人件費の整理及び国保税還付金の追加であります。

続きまして、議案第66号についてであります。

本案は、令和 4 年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出の総額にそれぞれ1,987万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を 7 億1,919万 6,000円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの歳入であります。

歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1 款総務費及び 4 款地域支援事業費は、標準報酬月額の変更による共済組合負担金の整理を行っ

ております。

1 款 1 項総務管理費は、システム改修委託料の追加であります。

5 款 1 項償還金及び還付加算金は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

続きまして、議案第67号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ410万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億6,824万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1 款 2 項負担金収入につきましては、過年度の施設入所者負担金の追加であります。

2 款 1 項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

3 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項施設介護サービス事業費は、洗濯機購入による追加、施設の修繕及び人件費の補正であります。1 款 2 項短期介護サービス事業費は、燃料費の追加であります。

続きまして、議案第68号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

続きまして、議案第69号についてであります。

第1条で、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用に8万4,000円を追加するものであります。補正の内容であります。標準報酬月額の変更に伴います。共済組合負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、8万4,000円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第61号から議案第69号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算、第61号について、事項別明細書、議案資料により説明いたします。

初めに、利率の改正や最低賃金の改正に伴う人件費の補正や各特別会計の繰出金、前年度繰越金によるものについては説明を省略いたします。

それでは、主な補正内容について歳出から説明をいたします。

まず初めに、議案資料35ページをお願いいたします。

不妊治療費等助成事業を説明いたします。不妊治療のうち、特定不妊治療が令和4年4月から保険適用となり、一般不妊治療と併せて不妊治療費助成とするものであります。これを受けて、当初予算の特定不妊治療費助成は、不妊治療費等助成に組み替えるものでございます。

次に、議案資料37ページをお願いいたします。三つ折りにしている資料でございます。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業を説明いたします。

広尾町への交付限度額は物価高騰対策分を除いて9,726万8,000円で、当初予算から6月補正予算で充当した残額302万円について、9月補正予算の4事業に充当するものであります。

それでは、事項別明細書に戻っていただきたいと思います。

6ページ、歳出、お願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、9節交際費、議長交際費は、議会葬の施行により追加をするものであります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、24節積立金、前年度繰越金を減債基金に、各種団体等からの寄附金をまちづくり基金に積み立てるものであります。5目財産管理費、10節需用費、消耗品は、カーポート建設のための確認申請と完了検査に係るものであります。11節役務費は、電気自動車の自動車リサイクル手数料、自賠責保険料、公用車損害共済分担金であります。14節工事請負費は、電気自動車用の充電設備設置等工事、カーポート新設工事及び防犯カメラ設置工事を予算措置したものであります。17節備品購入費は、電気自動車本体、外部給電器は電気自動車で外部施設に給電ができる装置、電気自動車専用備品購入費は、充電状況を確認するためのタブレットを購入するものであります。26節公課費は、電気自動車の自動車重量税の予算計上であります。

7ページをお願いいたします。

7目企画費、10節、11節は、ご当地ナンバー町民アンケート調査に係る経費でございます。18節負担金補助及び交付金は、広尾町奨学金返還支援助成金の追加であります。8目ふれあい活動費、17節備品購入費は、錦町寿の家の冷蔵庫が故障し購入するものと、11節役務費は、故障した冷蔵庫のリサイクル手数料を計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

9目防災対策費、10節需用費は、ハザードマップの印刷製本費であります。14節工事請負費は、音調津避難所が避難場所に変更となり、避難誘導標識を更新するものであります。13目O A化推進費、13節使用料及び賃借料は、ウェブ会議ツールライセンス使用料で、このことによりZ o o mで

の会議時間の時間制限がなく利用することが可能となります。2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料は、軽自動車税の納付状況や車両情報を軽自動車協会等と連携を行うシステム改修委託料を計上するものでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料は、交付請求支援システム設定委託料で、住民票等の交付が名前の入力のみで可能となり、申請手の利便性が向上されます。5項統計調査費は、1目統計調査総務費、7節報償費では、調査記入者へ報償品を配付するものであります。

9ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金は、前年度決算整理による繰出金であります。3目養護老人ホーム施設費では、新型コロナウイルス感染対策に係る10節需用費で消耗品費、17節備品購入費ではアコーディオンつい立ての購入、10節需用費の修繕料はガステーブルの修繕でございます。

10ページをお願いいたします。

4目障害者母子福祉費、19節扶助費では、補装具の需要が多く、増額するものであります。22節償還金利子及び割引料では、負担金の返還金、昨年度の額が確定によるものでございます。10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、18節負担金補助及び交付金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の町独自分を支給するための増額でございます。

11ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、2目保育所費、17節備品購入費は、クリーナーの更新によるものであります。10節需用費は、豊似保育所雨漏りの修繕料であります。14節工事請負費は、施設の解体工事及び保育園の電話回線の増に伴う予算計上でございます。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、10節需用費の修繕料は、5丁目トイレ自動ドア、葬斎場の網戸、汚水ますの修繕料の予算計上でございます。

13ページをお願いいたします。

3目予防費、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスのワクチン接種等及び不妊治療費等助成事業に伴う予算計上であります。7節報償費、集団接種謝金は、新型コロナウイルスワクチンに伴うものでございます。10節需用費、消耗品費は、集団接種に伴う事務用消耗品、感染防止対策用消耗品であります。食糧費は集団接種に伴うお弁当代、印刷製本費は集団接種に伴う封筒及びチラシ代であります。11節役務費は、通信運搬費として接種受付に伴う電話料及び接種券発送費、折り込み手数料はチラシ折り込み手数料及びワクチン接種事務手数料となっております。12節委託料は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料、13節使用料及び賃借料、複写機使用料は追加接種対応のための使用をするものでございます。19節扶助費は、令和4年4月から公的保険の適用拡大に伴い、不妊治療費等助成費を計上するものであります。なお、当初予算の特定不妊治療費助成は、不妊治療費等助成に組み替えるものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費、消耗品費、燃料費、17節備品購

入費は、地域おこし協力隊の農場派遣事業に伴うものでございます。10節需用費、修繕料、26節公課費は、公用車の配置換えに伴うものでございます。18節負担金補助及び交付金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、ジャガイモのセンチュウ対策でございます。4目畜産業費、22節の償還金利子及び割引料は耕作者集積協力金交付事業交付金返還金、堆肥舎を解体し財産処分を行い、北海道へ返還するものでございます。

15ページをお願いいたします。

2項林業費、2目林業振興費、10節需用費の消耗品費は、地域おこし協力隊木工用消耗品費、修繕料は、製材施設の修繕料であります。12節委託料、サンタランドウッドの試作品作成委託料、17節備品購入費は、プレゼンテーション用タブレットの購入であります。5目野塚交流館費、10節需用費、光熱水費は、電気料契約を200ボルトに変更したことに伴うものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、広尾町起業家等支援事業補助金は、2件の新規相談に伴うものでございます。2目観光費、8節旅費、17節備品購入費は、地域おこし協力隊による体験型観光開発のための視察旅費及び活動用パソコン購入費であります。

16ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金は、企業版ふるさと納税寄附金、一般寄附金は広域連携映画製作準備活動負担金として支出するものであります。地域おこし協力隊活動支援交付金は、体験型観光の推進に係る活動支援交付金であります。3目サンタランド費、10節需用費、修繕料は、サンタの家の非常灯の修繕であります。11節役務費、産業廃棄物手数料は、森林公園案内図撤去によるものであります。14節工事請負費は、支障木伐採撤去工事を予算計上したものであります。6目ふるさと納税推進費、12節委託料、システム改修委託料は、ふるさと納税システムサイトの追加であります。

17ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、14節工事請負費は、町内道路補修工事の追加であります。3項港湾費、1目港湾総務費、17節備品購入費は、ウェブ会議用のパソコン等を購入するものであります。27節繰出金は、港湾管理事務所でWi-Fi環境を整備するための繰出金であります。2目港湾管理費、12節委託料は、十勝港に揚げた貨物に対して試料分析を行い、安全・安心の確保を図るものであります。

18ページをお願いいたします。

5項住宅費、2目公営住宅建設費、21節補償・補填及び賠償金は、2世帯の移転補償費を追加予算計上するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬については、教員補助員任用による追加でございます。4目財産管理費、14節工事請負費については、教員住宅解体撤去工事で事前にアスベスト調査が必要となり、工期が延びるものの追加であります。3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料については、重油給油口の修繕であります。

19ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、修繕料は、旧広尾保育所の自動火災報知設備等の修繕と11節役務費は、その通信電話料であります。2目公民館費、1節報酬は、次年度の指定管理者制度

移行に伴う公民館運営審議会委員の審議会を開催することによるものであります。14節工事請負費は、音調津総合センター埋設配管の破損による漏水のおそれがあるため、新設の工事を行うものであります。3目図書館・児童福祉会館費、14節工事請負費は確定見込みによるもの、17節備品購入費は図書購入費で教育振興資金寄附金により購入するものであります。あと、備品購入費はシュレッターが故障したため、購入するものでございます。

20ページをお願いいたします。

4目海洋博物館・伝習館費、10節需用費の修繕料は、海洋博物館の屋根と玄関の修繕料であります。

11款公債費は確定による補正で、12款予備費は予算調整でございます。

次に、戻りまして、歳入をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金、10款地方交付税は、確定によるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、オミクロン株対応ワクチン接種委託料に充当するものであります。2目民生費国庫補助金、4節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染対策支援事業のための補正であります。3目衛生費国庫補助金は、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、オミクロン株対応ワクチン接種体制確保に伴う補正であります。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、4節災害救助費補助金、地域づくり総合交付金は、災害備品、避難誘導灯標識更新に充当しております。同じく、地域づくり総合交付金は、津波被害ハザードマップ等の策定に充当するものでございます。

4ページをお願いいたします。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金、消費・安全対策事業費補助金は、食育事業に財源充当するものであります。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、ジャガイモのセンチュウ対策事業に充当するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、1節総務費寄附金、まちづくり整備資金寄附金は、この目的に2団体、1個人より寄附をいただいたものでございます。同じく広尾町まち・ひと・しごとづくり事業寄附金は、この事業の目的に対し1企業より寄附をいただいたものであります。3節教育費寄附金は、図書購入の目的で1企業より寄附をいただいたものであります。4節商工費寄附金は、広域連携映画製作資金寄附金について1企業より寄附をいただいたものであります。3目ふるさと納税寄附金、2節企業版ふるさと納税寄附金は、日高東部3町との連携事業へ4企業より寄附をいただいたものであります。

18款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節財産調整基金繰入金は、前年度繰越金の確定により調整したものであります。5節まちづくり基金繰入金は、昨年度の寄附金を積み立てたものであります。電気自動車購入事業等に繰り入れるため調整をしたものであります。6節社会福祉振興基金繰入金は、不妊治療費等助成事業へ充当するものであります。2項特別会計繰入金、1目港湾管理

特別会計繰入金、1節港湾管理特別会計繰入金は、前年度繰越金の確定による整理であります。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、過年度退職手当組合負担金清算還付金は、確定による追加であります。施設賠償責任保険金は、新型コロナウイルス感染症関係の精算により減額であります。クリーンエネルギー自動車・インフラ導入補助金、自動車導入事業補助金は、電気自動車購入に伴う補助金の追加であります。傷害総合保険料返戻金は、過年度子どものための教育・保育給付費国庫・道負担金の確定による整理であります。

21款町債、1項町債、1目総務費、臨時財政対策債は、確定によるもの。3目辺地及び過疎対策事業債、十勝港防げん材整備事業債は、社会資本整備総合交付金が減額となったため、財源充当で増額するものであります。児童福祉会館整備事業債は、倉庫が取壊し対象となったため増額したものであります。4目土木費、1節緊急自然災害防止対策事業債は、協成線道路整備事業債が起債対象となり、財源充当したものであります。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案9件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第61号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の16ページ、6款商工費、1項商工費ですけれども、この中で18節負担金補助及び交付金の中で、広域連携映画製作準備活動負担金250万円とありますけれども、この広域連携映画製作については、平成29年からそれぞれ準備委員会に対し負担金としても交付していますけれども、この間、今回も含めて総額で幾らの負担金を交付しているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それからもう一点、その下の地域おこし協力隊活動支援交付金51万5,000円とありますけれども、これはほかの款でも出てきておりますけれども、この地域おこし協力隊活動支援交付金、今年度の当初予算でも出ているのですけれども、いわゆる交付金という名称から認識すると、個人に帰属するものではないというふうに理解しているのですけれども、こういった形で団体といいますか、交付されているのか。それと併せて、この交付金の内容について詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明させていただきます。

映画に関するこれまでの支出について、まず説明したいと思います。まず、平成29年に脚本代として64万8,000円を支出しております。平成30年度からは、準備委員会へ活動支援負担金としまして25万円、令和1年度も25万円、令和2年度25万円、昨年、令和3年度には25万円、こちらにしましては一般財源で財源充当して支出をしております。令和3年度には、ほかに個人版ふるさと納税を財源といたしまして、出資金として330万円、2社から企業版ふるさと納税をいただきまして200万円を支出しております。昨年までの合計でいきますと、694万8,000円の支出をしております。今回、250万円、企業版及び一般寄附によりまして250万円を4社から寄附をいただきまして支出することとしておりまして、総合計944万8,000円となるものであります。

それから、地域おこし協力隊の活動支援交付金につきましては、51万5,000円の部分なのですが、こちらにしましては、一応地域おこし協力隊が我々のほうにこういった活動をしたというところで活動の内容を役場のほうに出してもらって、そして個人に負担金及び交付金の中で活動交付金ということで支出をしております。今回、9月1日付で地域おこし協力隊が新たに増員になったものですから、その方に対する活動支援交付金を予算計上したものであります。51万5,000円の内訳にしましては、まず必要な家具といいますか、デスク、新たに机だとかを買うもの、それからいろいろなこと、活動を行う経費、それから旅費などを含めて交付金として予算計上したものであります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の昨年度この広域連携映画製作についての今までの経過ですとか、これからの見通しも含めて説明あったところなのですが、その最後に説明ありましたけれども、例えば現時点で、その当時の説明では、道の補助金ですとか、それから町村の負担金、それから寄附金、協賛金、現時点でどの程度集まっておられて、いわゆるその額が目標額に対する割合、どのようになっているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、地域おこし協力隊活動支援交付金の関係なのですが、個人に対する交付金ということなのですが、例えば実績に対して交付するとか、活動に係る経費という説明だったかと思うのですが、従前は例えば車を借り上げる場合は使用料を節で設けたり、係る経費は消耗品、需用費で掲げたり、そういった形でそれぞれの節で項目を上げていたかと思いますが、例えば実績に対してというのは後で交付するというような意味合いもあるかと思うのですが、その点の区分について従前と何か違った内容かなと思うのですが、その点についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 映画に対する資金の現時点での集まり具合に関しましては、一応目標額として2億5,000万円というのは従前行っていたものかと思うのですが、現時点では見通しとして、文化庁からの交付金ですとか、各町の出資金、合わせて1億4,000万円の資金の見通しが立っております。ただ、これは現時点でありますので、今後まだ資金集め等、活動していかなければいけませんので、2億5,000万円になるまで今後も資金集めをしていく予定であります。

そしてまた、地域おこし協力隊の節の関係ですけれども、事項別明細書の16ページには活動支援交付金として51万5,000円を支出計上しておりますけれども、その前の15ページの一番下、観光費になります。旅費、費用弁償8万2,000円に関しましては、地域おこし協力隊、この中の体験型プログラムアテンド業務ということで、費用弁償で旅費を計上しております。そしてまた、17節備品購入費においては、地域おこし協力隊のパソコンということで、備品購入費を予算計上しております。予算上は一応私がこういう活動をしたということで予算計上しております、計上した後にこういったものを活動しましたということで、支出をするところであります。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 2つ聞きたいと思います。

港湾管理特別会計の繰出金の中で、W i - F i の環境整備というのがありますけれども、これはいわゆる港湾の役場の職員が入っている事務所についての環境整備なのか、それか、港湾をある程度もう少し広く考えて、港湾の事務所から、極端なことを言うと、例えば旅客船が来て、そして一時的に広尾にとどまるというときに、いろんなそういう環境整備という意味でも広く考えられているものなのか、その辺の考え、それを聞きたいと思います。おかしい。行き過ぎですか。違うよね。

それともう一つは、ワクチンの接種の事務手数料あるいは委託料というのがありますけれども、これについては、最初に聞く前に、いわゆる国民としての努力義務とか、接種に関してのレベルがありましたよね。オミクロンに関わって接種していくということは、これは努力義務とかという、そういうレベルのものでしたか。そこを最初に聞きたいと思います。

以上、2件です。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） お答えいたします。

今回のウェブ会議用パソコン購入費は、港湾課事務所で行われる国機関または港湾関連団体が主催する会議、講習会等に参加するためのものがございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、補正予算の質疑に対してご説明いたします。
オミクロン株対応のワクチンのほうを今回の補正予算で計上しております。
以上です。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） W i - F i のほうは会議とかそういうので使うということなのですがけれども、あったらもちろん便利なのですがけれども、港湾事務所自体には光ファイバーとか、そういうインフラ整備みたいなものができているのかどうか聞きたいのですが、もしできているのであれば、W i - F i もあれば便利ですが、そこまで必要ないと言われたらどうするのかというか、そういうことではないという、その確認をさせてもらいたいというふうに思います。

それと、今のオミクロンのほうなのですが、これ、どっちなのですか。努力義務のレベルなのですか。それとも、ただ接種でやりたければやってくれみたいな感じなのですか。それ、ちょっともう一回確認させてほしいと思うのですが、

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） 今回のW i - F i 整備は、港湾課事務所だけで使うものでございます。
以上でございます。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） 国のほうからは、今、オミクロン株のワクチンに対して、9月半ば以降、接種体制確保という形で来ております。それで、オミクロン株対応のワクチンの接種対象年齢が、今、12歳以上という形で、初回接種を完了した者というような案内であります。接種を希望する方に対して、今後、接種体制を確保してワクチン接種に向けて進めていきたいという予算であります。

以上です。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） このオミクロンについては、ここに私も含めて全ての人が専門家ではないから、いろんな情報等から、いろんな自己判断といいますか、いろんな考えを持ってくると思うのですが、今までオミクロン、ずっとこの数か月についてはやってきたというか、ほぼ100%オミクロ

ン株であったのにもかかわらず、オミクロンには効かないとされている昔のデルタだとか、いろんなワクチンを打たされていて、それで実際に厚労省のデータによると、ワクチンを2回、3回と接種した人のほうがコロナにかかっている。そして、2回、3回とかかっている。そして、非接種者のほうの感染のほうのレベルよりもそっちのほうが、ワクチンを打っているほうがというような全く逆のことが言われたりして、そのこと自体が女性週刊誌まで、より広く広がっているということの中で、私は、このオミクロンについては、かつ、みんな不思議に思っていると思うのですが、でも、B1とB5というのがありますよね。これ、今はやっているのはB5にもう移行していますね。ところが、B1に効くとされているワクチンを今打たされようとしているのですね、国としては。それで、B1でも少しはいいのだみたいなことを言っているけれども、B5まで待たずにB1をしてしまうということもわざわざこうやってワクチンをこれだけ副反応がいろいろ騒がれているときに、私は疑問に思っているのですが、それは置いておいて、私は町としてこれだけ副反応がひどく、そしてこれだけB1、B5とか、もう全く訳の分からないような状況で3回目、4回目と打っていくときに、私は大変町のほうとしても、いわゆる実施する側としても、非常に疑問に持つのではないかと思います。これは国の仕事というか、だから、やむを得ないというふうに言うのであれば、私はほかの自治体でも、もちろんここの自治体もそうですけれども、接種するしないは本人の判断ということで、それを一貫して言っています。それはもちろん当然そうなのですが、私は最近ずっといろんなネットで見えていくと、各自治体においても、いわゆるその判断を色抜きでパソコンの画面上ではっきり分かるように本人の判断ですよということで、自治体が逃げているわけではないけれども、より判断を住民に促すということで、その危険性を少しは強めているというか、ニュアンスもありますけれども、幾つかの自治体でそういうふうにしています。そういうことで、私は町としても、これだけ左右も国の姿勢がこれだけ動いているときに、私は町としてもその辺をもっとしっかり強めに住民の判断を促すようにするべきだと思うのですが、

そしてまた1つ、余計なことと言うかもしれないけれども、この2週間ぐらいの中で、今までにワクチンを接種した人の93%のバランス、血液検査をしたところ、血栓、いわゆる15センチとか20センチぐらいの血栓が亡くなった人の遺体からはかなり出てきていると。そういう棒のようなやつが、それが出てきて、それはそういう病気というのは、かなりの、全くないわけではないけれども、遺伝性のものでそういう血栓が出てくるといえるのは見たことはあるけれども、今こんなに多くの人々がそういう血栓が血液の中にできているということは非常に問題だということを病理学者が何人かが言っています。私は、だから、そのことがどうのこうのではなくて、非常にこれだけ危険性があるわけですから、だからその辺について……

1、議長（堀田） 小田議員、質疑の論点を簡潔にお願いします。

1、10番（小田） その辺について、私は町としての考えを、病理学がどうのこうのではありません。ただ、いわゆる町民に対する働きかけ、そういうことについてどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） まず、先ほどの小田議員のほうからは週刊誌の部分のほうについて言われておりますけれども、エビデンスに基づいた中での接種体制であります。

それとあと、重症化予防という形でご本人さんが接種をしたいという形でワクチンの接種をしております。

それとあと、広報につきましては、分かりやすい広報に努めていきたいと思っております。

それと、後半の血栓の関係については、情報収集に努めていきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第62号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第63号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第64号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第65号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第66号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第67号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第68号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第69号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第61号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第69号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第69号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第61号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第69号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時13分